

# どのようにしたら**特定行為研修修了者を配置**できるのか聞いてみました!!

## ✳本調査にご協力いただいたステーション✳

高知中央訪問看護ステーション  
訪問看護ステーション・青い空

南東北福島訪問看護ステーション結  
訪問看護ステーション ハートフリーやすらぎ

## 特定行為研修修了者を配置することの効果<sup>1)</sup>

### ●利用者への効果

- 1位 利用者・家族等の安心感につながった
- 2位 利用者・家族等の負担が軽減し、QOL 向上につながった



### ●ステーションへの効果

- 1位 ステーション全体として利用者の状態に合ったケアがより適切に提供されるようになった
- 2位 特定行為研修修了者がコンサルテーションなどを行うことで他の看護職員の知識・技術が向上した

### ●主治医への効果

- 1位 特定行為に関する医師の理解が深まった
- 2位 医師による処置の時間が短縮した



機能強化型1を算定している訪問看護ステーションのうち、  
専門の研修を修了している者を配置しているステーションは  
過去の調査<sup>2)</sup>から

**倍増!**

36.3% ▶▶▶ 67.0%

1) 令和6年度 厚生労働省看護職員確保対策特別事業「機能強化型1訪問看護ステーションにおける特定行為研修修了者等の配置や活動状況の実態調査等事業」

2) 中央社会保険医療協議会 総会(第560回) 中医協 総-2 5.10.20



## なぜ、特定行為研修修了者を配置しようと思ったのですか？

- ・気管カニューレ交換や創傷管理等の特定行為のニーズが増えてきたので
- ・気管カニューレの交換のために外来受診することは、利用者さんやご家族にとって負担が大きいので、何とか軽減できないかなと思って
- ・今まで以上に地域の医療資源として役割を担おうと思って
- ・R6年度の診療報酬改定で専門の研修を受けた看護師を配置することが要件に入ったので

## 特定行為研修に職員を派遣する時ってどんな準備が必要ですか？

- ・受講者に求められる要件を確認する
- ・ステーションの中で誰か研修に出せる人がいないか、希望者がいるか確認
- ・特定行為研修中の訪問の協力体制について職員に相談
- ・受講者の希望やステーションとしてのサポート内容（給与面、勤務時間等）について話し合う
- ・補助金について調べる
- ・補助金申請の準備をする（メ切日の確認、必要書類が多いので早めに準備をしましょう）

※準備期間は約1年くらいあると良いでしょう

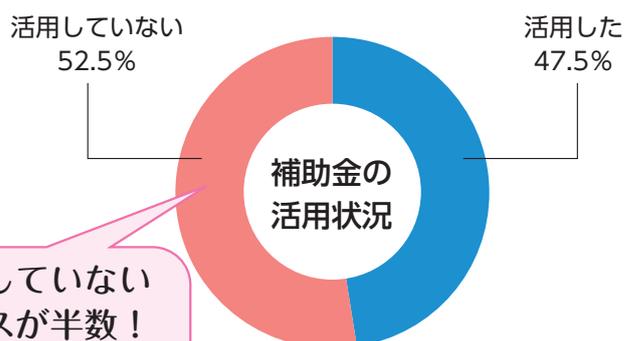
## 活用した補助金を教えてください

- ・都道府県の補助金（例：地域医療介護総合確保基金）
- ・〇〇都道府県訪問看護ネットワーク事業費補助金
- ・地域医療再生基金

※補助金の対象費用は主に受講費や代替職員の人件費等が多いです。補助金の内容と金額は都道府県ごとに異なります。必ずご確認下さい

### ●活用した補助金の種類

- 1位 都道府県が交付元である研修費用に対する補助
- 2位 都道府県が交付元である研修派遣中の欠員補填のための代替職員採用等に対する補助
- 3位 看護協会が交付元である研修費用に対する補助



活用していない  
ケースが半数！  
積極的な活用を！！

### 補助金や助成金の情報収集方法 ベスト3

- 1位 都道府県のHP
- 2位 都道府県訪問看護ステーション  
連絡協議会のHP
- 3位 都道府県看護協会のHP

## 具体的な 補助金額 ④

○訪問看護ネットワーク事業費補助金 **482,000** 円

○県医療再生機構 **250,000** 円

※多くの都道府県の補助内容は、受講料の2分の1、代替職員の人件費の2分の1などと条件が設定されていますが、都道府県によって異なります。必ずご確認ください。

## 特定行為研修中って職員はどれくらいの期間不在になるのでしょうか？

### 特定行為研修修了者の A さん

共通科目（eラーニング）は約5か月かけて受講しました。並行して月に数日、対面授業と実技試験（OSCE）のため登校しました。

その後、約3か月かけて臨地実習をしました。私は自施設で実習だったので、勤務調整だけで研修を修了することができました。

### 特定行為研修修了者の B さん

私も A さんと同じようなスケジュールでしたが、後半の臨地実習は自施設に併設病院がなく、遠方の医療機関だったので、集中するためにその間（2か月半）は休職しました。

## 生の声



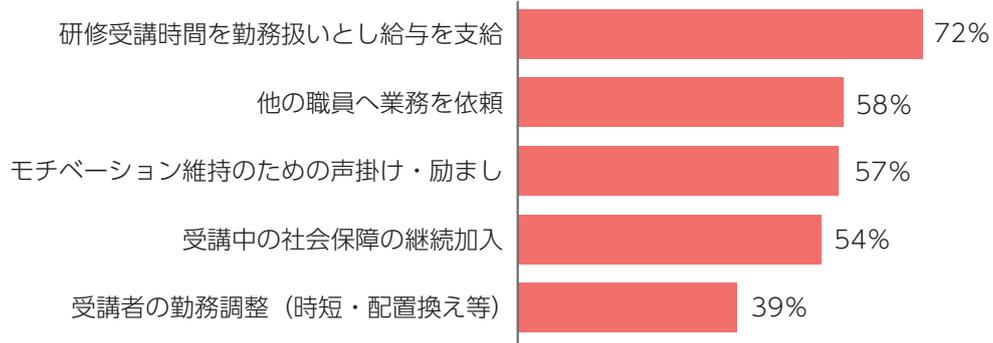
- ・共通科目（主に eラーニング）は勤務の合間や仕事後に1日2～4時間、週末は1日中、受講するスケジュールなので、訪問業務は休まず受講できました。
- ・臨地実習は1行為につき5症例の実習が必要なので、選択した特定行為の数によって、不在になる期間は異なると思います。
- ・訪問看護の場合、併設病院がないと医療機関に行って実習しますが、近くなかったり、該当する症例がないと時間がかかります。
- ・日頃から連携している診療所が協力施設となることで、特定行為研修修了後の活動もスムーズでした。



調査結果では、特定行為研修を修了するまでにかかった最短期間の平均は10.2か月でした。中でも10～12か月が5割以上でしたが、特定行為研修スケジュールを確認すると、前半の共通科目はeラーニングが多いので、皆さん勤務と並行して受講されていました。訪問業務を離れるのは後半の臨地実習の時で、この時期は訪問調整や人員の調整が必要になりそうです。調査からも、研修派遣中は勤務調整や他の職員への業務負担のマネジメントが難しかったという結果でした。

## 特定行為研修中に行った研修受講者への対応はどんなことをしましたか

(本事業アンケート結果より 複数回答)



## 特定行為研修修了者を配置したことでの効果を教えてください

### ▶ステーションへの効果

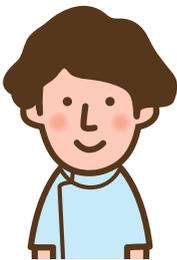
人工呼吸器管理や点滴管理に関する判断が迅速になり、ステーション内の看護の質が向上し、スタッフの学習意欲も高まりました。また、医師との連携がよりスムーズになっています。訪問看護の専門性が地域の医療機関にも認識される機会が増え、医師や他職種との協働が強化されました。



特定行為研修修了者の活躍により、訪問看護の専門性が向上し、より高度な医療処置が在宅で可能となりました。他のスタッフへの指導力も向上して、訪問看護ステーション全体のスキルアップにつながっています。

### ▶利用者への効果

胃ろう造設をしている ALS の利用者は、胃ろう交換のため月 1 回受診していました。受診準備に 1 時間かかり、介護タクシーを手配して病院へ。外来での待ち時間は約 30 分。処置は 10 ～ 15 分程で終了。会計等を済ませ、再び介護タクシーに乗って帰宅すると 1 日がかかりとなり、かなり負担がありました。でも、特定行為研修修了者が訪問することで、自宅での処置が可能となり、利用者・家族の負担がかなり軽減できました！



小児の事例では、胃ろう交換のため、お母さんは毎回、お仕事を休んでいましたが、それが不要になりました。また、お子さんはいつも、胃ろうの交換の時に恐怖心から泣いていましたが、家では泣かずに交換できるようになりました。

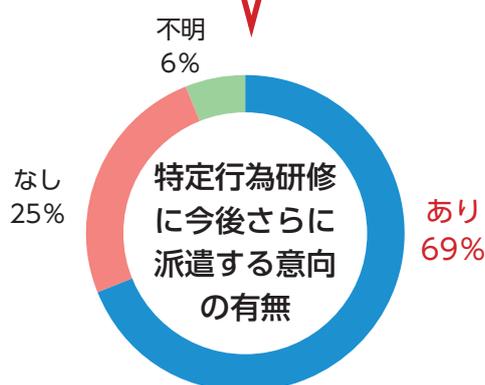
### ●医師から

訪問診療の時間を短縮することができ、他の重症度の高い利用者へ時間をかけられるようになって助かります。利用者や家族の負担が軽減できる、このような特定行為研修修了者の活動が広がるといいですね。



## 特定行為研修修了者を育成した後も さらに派遣しようとするステーションってあるのでしょうか

特定行為研修修了者または特定行為研修受講中の看護師の配置があるステーションは40.1% (118ステーション<sup>\*</sup>) あります。このうち、今後さらに派遣する意向があるステーションは68.6% (81ステーション<sup>\*</sup>) ありました。費用や人員的に調整が大変でも、特定行為研修修了者の効果を感じ、**リピートされる訪問看護ステーションが約7割** ありました。



特定行為研修修了者が中心となり、より高度な在宅医療を提供する体制を強化していくことを目指しています！

地域の医療機関や他の訪問看護ステーションとの連携を強化し、特定行為のさらなる活用と普及を目指しています！

今後も特定行為研修修了者を増やすために、行政や医療機関との連携を強化して、研修支援制度が拡充されることを期待しています！！

※本事業の調査で回答が得られた294ステーションにおける結果

### 自治体・都道府県看護協会からの支援の声

#### ○自治体

第8次医療計画からは、特定行為研修修了者の目標値を設定することが必要となりました。気管カニューレ管理や留置カテーテル管理など、在宅で高度なケアを必要とする患者の割合が高く、特定行為研修修了者が在宅医療に関わることで、患者の退院促進や生活の質の向上を期待しています。また、医師の負担軽減やタスクシフト・シェアの推進にも寄与すると考えており、訪問看護ステーションへの特定行為研修修了者の配置を促進しています。さらに、過疎地域では訪問看護ステーションの整備に加え、診療所や医療機関との連携が不可欠と考えています。特定行為研修修了者が適切に配置され、地域で活躍できる体制を整備するために、受講者・管理者・教育側すべてに支援が必要だと思っています。

#### ○県看護協会

毎年実態調査を実施したり直接訪問看護ステーションに伺って情報収集をしています。また、制度や受講支援制度の紹介等の周知を目的として、訪問看護ステーションを含む医療機関に広く周知しています。特定行為研修修了者が訪問看護ステーションに配置され、医師不足が深刻な地域における医療ニーズに対応するとともに、医師のいる地域においても在宅での生活を支えることに期待しています。現場の声を聞きながらうまく連携していきたいと思っています。

特定行為に係る看護師の研修制度



これからの医療を支える「看護師の特定行為研修」ご案内



参考●令和6年度 都道府県の補助の状況<sup>1)</sup>

	受講料などの 費用補助	代替職員雇用に係る 費用補助		受講料などの 費用補助	代替職員雇用に係る 費用補助
北海道	○	○	滋賀県	○	○
青森県	○		京都府		
岩手県	○		大阪府		○
宮城県	○		兵庫県	○	○
秋田県	○	○	奈良県	○	○
山形県	○	○	和歌山県	○	
福島県	○	○	鳥取県	○	○
茨城県	○	○	島根県	○	
栃木県	○	○	岡山県	○	○
群馬県	○		広島県	○	○
埼玉県	○	○	山口県	○	
千葉県	○		徳島県	○	○
東京都	○	○	香川県		
神奈川県	○		愛媛県	○	
新潟県	○		高知県	○	
富山県	○	○	福岡県	○	
石川県	○		佐賀県	○	○
福井県	○	○	長崎県	○	
山梨県	○	○	熊本県	○	○
長野県	○	○	大分県	○	○
岐阜県	○	○	宮崎県	○	
静岡県	○	○	鹿児島県	○	
愛知県	○	○	沖縄県	○	○
三重県	○				

令和6年度 厚生労働省 医療施設運営費等補助金（看護職員確保対策特別事業）  
機能強化型1 訪問看護ステーションにおける特定行為研修修了者等の配置や  
活動状況の実態調査等事業

発行 2025年3月31日

発行者 公益財団法人 日本訪問看護財団

〒150-0001 渋谷区神宮前5-8-2 日本看護協会ビル5F

TEL：03-5778-7001 / FAX：03-5778-7009

URL：https://www.jvnf.or.jp/



公益財団法人  
日本訪問看護財団  
Japan Visiting Nursing Foundation